

地方債制度の現状と見直し に係る検討事項(案)

総務省自治財政局地方債課
平成26年11月25日

地方債発行に関する国の関与の変遷について

平成18年4月 許可制度から協議制度に移行

<経緯>

平成10年5月

「地方分権推進計画」の閣議決定

平成12年4月

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成11年法律第87号)の施行

(実質公債費比率) 18%

協議	早期是正措置としての地財法許可 (公債費負担適正化計画)		

※ 地財法…地方財政法(昭和23年法律第109号)

※ 実質公債費比率…地方公共団体の財政規模に対する元利償還費の割合を示す指標



平成21年4月 地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号。以下「健全化法」という。)の全面施行

(実質公債費比率) 18% 25% 35%

協議	(公債費負担適正化計画)	早期健全化段階 (財政健全化計画)	再生段階 (財政再生計画)
	早期是正措置としての地財法許可	健全化法許可	



平成24年4月 届出制度の導入

<経緯>

平成24年2月

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号。以下「第2次一括法」という。)の施行

(実質公債費比率) 16% 18% 25% 35%

事前届出 (公的資金は協議) <1,669団体>	協議 <78団体>	(公債費負担適正化計画) <40団体>	早期健全化段階 (財政健全化計画) <0団体>	再生段階 (財政再生計画) <1団体>
		早期是正措置としての地財法許可	健全化法許可	

※ 団体数は、H26年9月1日現在のH25年度決算の算定結果に基づく実質公債費比率(速報値)による団体数である。

また、実質公債費比率16%未満の団体(1,669団体)のうち、10団体は、協議不要対象団体となる他の要件を満たさないことにより、協議団体となる。

地方債発行に関する国の関与の意義について

1. 地方債償還財源の確保

個々の地方公共団体が任意に地方債を発行する場合には地方財政計画を通ずる財源保障を行うことはできなくなるため、あらかじめその償還財源を財源保障制度に組み込むことができる仕組みを設けておく必要がある。

2. 財政の健全性の確保

地方債は将来に負担を残すものであるため、その適正限度を保持しなければならないが、国の関与を通じて、個々の地方公共団体の地方債発行の適正限度を確保するとともに地方財政全体の適正限度との調整を行う必要がある。

3. 資金の需要調整と適正配分

地方公共団体全体の資金需要は膨大であるため、国全体の資金計画の中に織り込むことで公的資金及び民間等資金の需要調整を図るとともに、各地方公共団体の資金調達力には格差があるため、協議等を通じて公的資金及び民間等資金の適正な配分を行うことが必要である。

4. 一般財源措置との調整

地方債は、地方税、地方交付税等の一般財源を補完するものであるが、公共事業の地方負担に対する財源措置をはじめとして、地方財政措置は地方交付税等の一般財源と地方債を組み合わせられており、財政措置全体の整合性と適正な財源配分を確保する必要がある。

5. 地方債の信用力の補完

国の関与を通じた償還財源の保障によって、金融機関は地方公共団体の返済能力を個別に審査する必要がなくなり、円滑に地方債の発行を行うことが可能となる。これにより、地方債の信用力が高められ、地方債の保証に準じた機能を果たしている。

地方債のリスク・ウェイトについて

1. 地方税、地方交付税制度に基づくマクロ・ミクロ両面からの財源保障
2. 地方財政法に基づく早期是正措置としての地方債許可制度
3. 地方公共団体財政健全化法に基づく財政の早期健全化・再生



地方債のリスク・ウェイト	(参考)国債のリスク・ウェイト
0%	0%

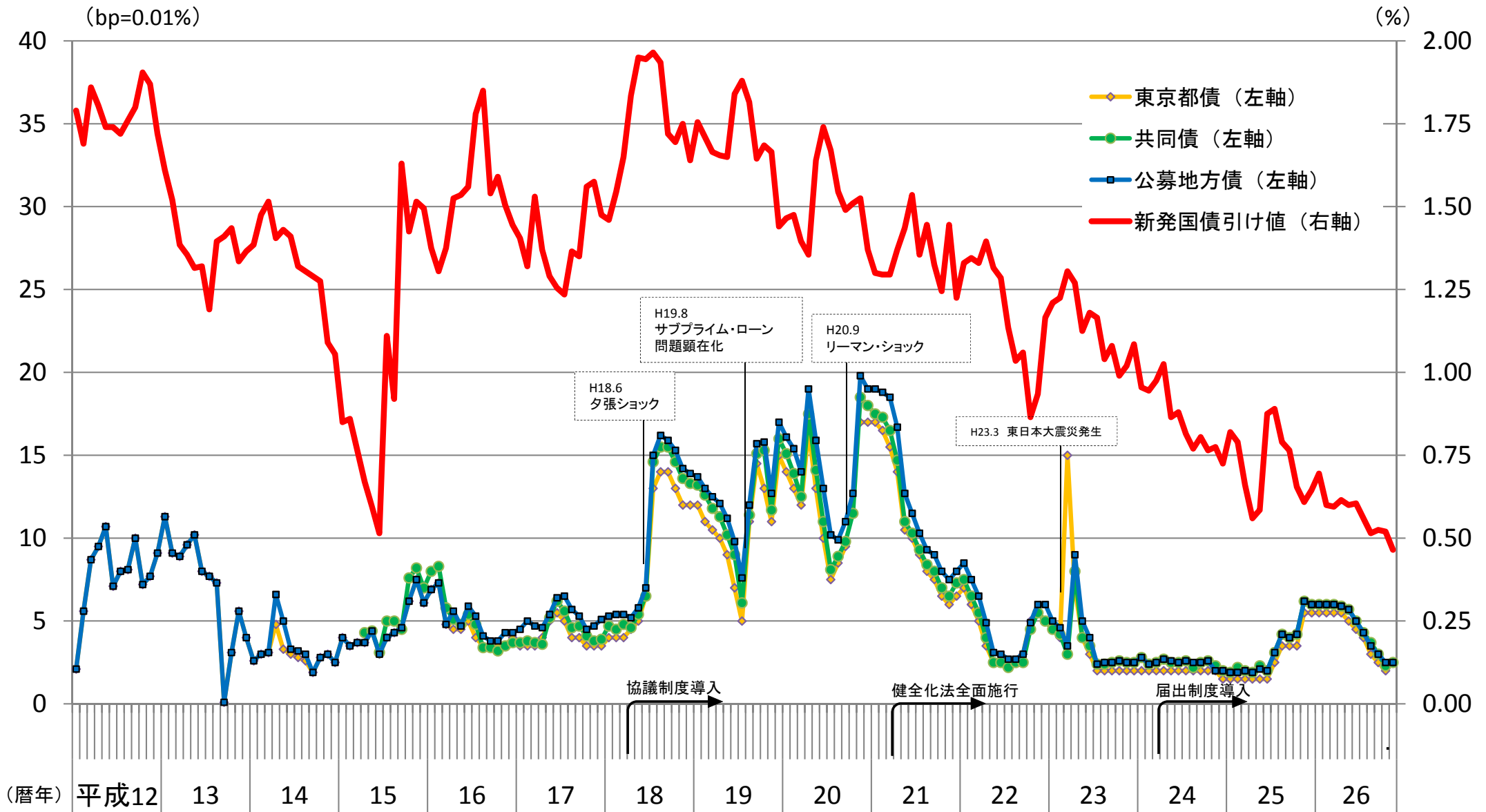
○ 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号）抄

（我が国の地方公共団体向けエクスポージャー）

第58条 我が国の地方公共団体向けの円建てのエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）のうち円建てで調達されたもののリスク・ウェイトは、零パーセントとする。

2 略

10年新発国債利回りと10年地方債の対国債カーブスプレッドの推移について



※ 公募地方債は、平成18年8月までは統一条件交渉方式により決定。平成18年9月以降は、個別条件交渉方式により決定されているため、ここでは、各月の最初の条件決定がされた個別地方債を用いて対国債カーブスプレッドを算出している。

協議制度について

1. 協議制度の導入

地方公共団体の自主性をより高める観点から、平成18年度以降、地方債の発行が原則禁止されていた許可制度から地方債の発行が原則自由である協議制度となった。

これによって、地方公共団体は、協議という手続を経れば、総務大臣又は都道府県知事（以下「総務大臣等」という。）の同意がなくとも、地方債を発行し得ることとなった。

2. 協議制度の概要（地財法第5条の3）

① 協議

地方債を発行する場合、都道府県・指定都市は総務大臣、市区町村は都道府県知事との協議が必要。

② 同意のある地方債に対する公的資金の充当

地方公共団体は、協議で総務大臣等が同意した地方債にのみ公的資金を充当できる。

③ 同意のある地方債の元利償還金の地方財政計画への算入

総務大臣等が同意した地方債の元利償還金は、地方財政計画に算入される。

④ 同意のない地方債を発行する場合の議会報告

総務大臣等の同意を得ずに地方債を発行する場合、地方公共団体の長はあらかじめ議会に報告する必要がある。（※ これまで同意を得ずに発行されたことはない）

⑤ 同意基準及び地方債計画

総務大臣は、毎年度、協議における同意基準及び地方債計画を作成し公表する。

協議制度下における許可制度について

1. 協議制度下における許可制度の導入

- 平成18年度に協議制度に移行する際、一定の要件に該当する地方公共団体については、地方債全体の信用の維持等のため、地財法上の許可制度が設けられた。
- 平成21年度から、健全化法が全面施行され、**財政の再生※段階**の団体については、健全化法上の許可制度が設けられた。

〔※ 地方公共団体が、財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図ることをいう。〕

2. 地財法上の許可団体(地財法第5条の4)

① 元利償還費又は決算収支の赤字が一定水準以上となった地方公共団体

- ・ 実質赤字額が一定額（標準財政規模に応じて、標準財政規模の2.5%～10%）以上の団体
- ・ 実質公債費比率が18%以上の団体

② 元利償還金の払込について遅延のある地方公共団体等（これまで該当した団体はない）

- ・ 地方債の元利償還金の支払を遅延している団体
- ・ 過去において地方債の元利償還金の支払を遅延したことがある団体のうち、将来において地方債の元利償還金の支払を遅延するおそれのあるものとして総務大臣が指定したもの
- ・ 協議をせず若しくは届出をせず又は許可を受けずに、地方債を起こす等した団体のうち総務大臣が指定したもの
- ・ 協議若しくは届出又は許可申請に当たって、書類に虚偽の記載をする等不正行為をした団体のうち総務大臣が指定したもの

③ 普通税の税率が標準税率未満の地方公共団体

3. 健全化法上の許可団体(健全化法第13条)

財政再生基準※を超える地方公共団体（平成21年度以降、北海道夕張市のみ該当）

〔※ 実質赤字比率：5%（市区町村は20%）、連結実質赤字比率：15%（市区町村は30%）、実質公債費比率：35%〕

地財法上の許可団体数の推移について

1. 実質赤字額が一定額以上であることによる地財法上の許可団体数の推移

年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
団体数	11	9	8	4	1	0	0	0	0

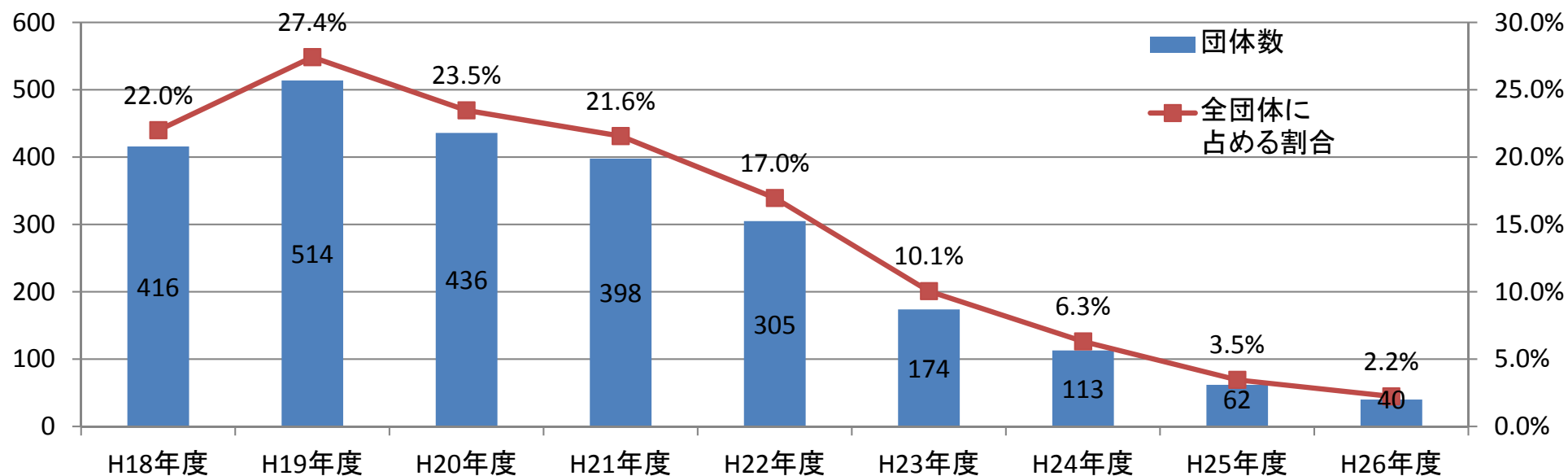
※1 年度は、算定年度である。(H26年度の団体数は、H26年9月1日現在のH25年度決算の算定結果に基づく実質赤字額(速報値)による)

※2 H21年度については、北海道夕張市が許可基準を超えているが、健全化法上の許可団体であるため、団体数から除いている。

※3 各年度、実質公債費比率が許可基準以上である団体数との重複を控除していない。

2. 実質公債費比率が18%以上であることによる地財法上の許可団体数の推移

(団体数)



※1 年度は、算定年度である。(H26年度の団体数は、H26年9月1日現在のH25年度決算の算定結果に基づく実質公債費比率(速報値)による)

※2 H21年度以降については、北海道夕張市が許可基準を超えているが、健全化法上の許可団体であるため、団体数から除いている。

※3 各年度、実質赤字額が許可基準以上である団体数との重複を控除していない。

※4 H26年度の40団体は、4道府県、1指定都市、35市町村である。

届出制度について

○ 地方公共団体の自主性・自立性を高める観点から、一定の要件を満たす地方公共団体が民間等資金債を発行する場合は、原則として協議を不要とし、事前届出によることとされている。

1. 協議不要対象団体

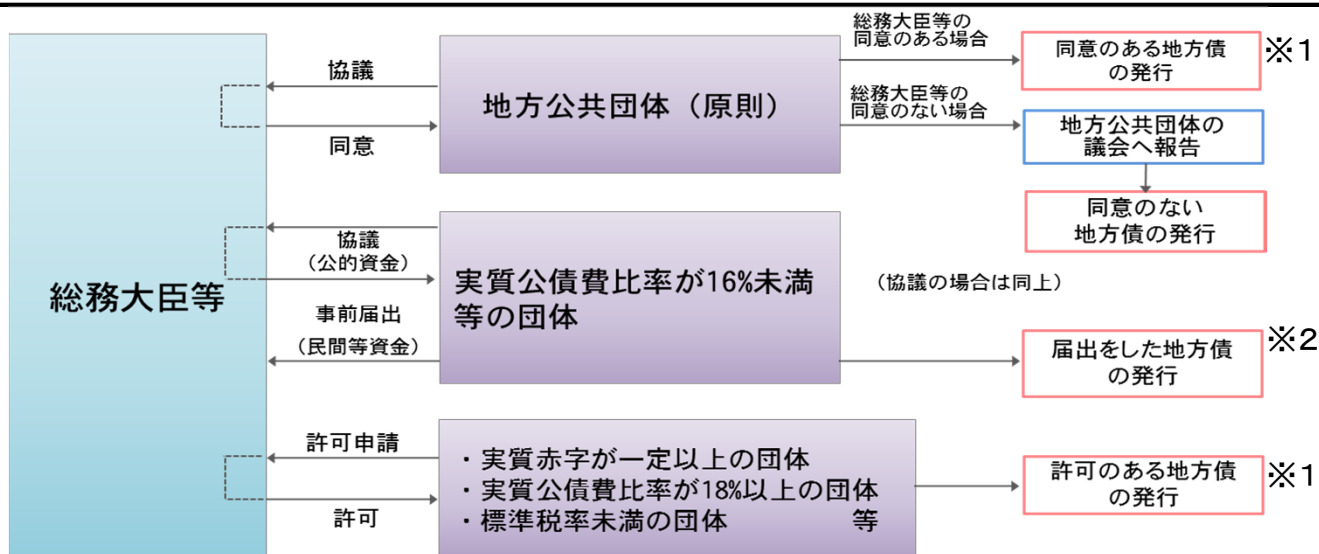
以下の①から⑤までの要件を満たす地方公共団体

- ① 実質公債費比率が16%未満であること(平成24年度においては、同比率が14%未満であること)
- ② 実質赤字額が0であること
- ③ 連結実質赤字比率が0であること
- ④ 将来負担比率が都道府県及び政令指定都市にあっては300%以下、一般市区町村にあっては200%以下であること
- ⑤ 地方公共団体が起こす当該年度の地方債のうち協議等をしたものの合計額(臨時財政対策債等の総務省令で定める地方債のうち協議等をしたものの合計額を除く。)が標準財政規模及び公営企業の事業の規模の合算額の当該年度前3年度平均の25%以下であること

※ 協議不要対象団体であっても、資金の不足額がある公営企業に係る民間等資金債を発行する場合は、協議をしなければならない。

2. 地方財政計画、地方債計画

届出がされた地方債のうち協議を受けたならば同意をすると認められるものは、その元利償還金を地方財政計画に算入するとともに、その予定額を地方債計画に計上。



※1 総務大臣等の同意(許可)のある地方債に対し、
・公的資金の充当
・元利償還金の地方財政計画への算入

※2 届出をした地方債(民間等資金)のうち協議を受けたならば同意をすると認められるものに対し、
・元利償還金の地方財政計画への算入

協議不要対象団体数・届出実績の推移について

平成26年度 協議不要対象団体数・届出実績（9月届出分まで）

	都道府県	指定都市	市区町村	合計
協議不要 対象団体数	34/47 (72.3%)	19/20 (95.0%)	1,616/1,721 (93.9%)	1,669/1,788 (93.3%)
うち届出 実施団体数	21/34 (61.8%)	14/19 (73.7%)	223/1,616 (13.8%)	258/1,669 (15.5%)
届出額	23,248億円	6,397億円	2,259億円	31,905億円

※市区町村の届出額には一部事務組合等分を含むが、団体数には含まない

(参考)

平成24年度 協議不要対象団体数・届出実績

	都道府県	指定都市	市区町村	合計
協議不要 対象団体数	16/47 (34.0%)	15/20 (75.0%)	1,258/1,722 (73.1%)	1,289/1,789 (72.1%)
うち届出 実施団体数	11/16 (68.8%)	8/15 (53.3%)	256/1,258 (20.3%)	286/1,289 (22.2%)
届出額	15,454億円	3,627億円	3,229億円	22,310億円 (26.3%)※

※平成24年度地方債計画における民間等資金の額に占める割合

※市区町村の届出額には一部事務組合等分を含むが、団体数には含まない

平成25年度 協議不要対象団体数・届出実績

	都道府県	指定都市	市区町村	合計
協議不要 対象団体数	33/47 (70.2%)	19/20 (95.0%)	1,564/1,722 (90.8%)	1,616/1,789 (90.3%)
うち届出 実施団体数	22/33 (66.7%)	14/19 (73.7%)	263/1,564 (16.8%)	311/1,616 (19.2%)
届出額	27,460億円	5,418億円	2,822億円	35,701億円 (43.3%)※

※平成25年度地方債計画における民間等資金の額に占める割合

※市区町村の届出額には一部事務組合等分を含むが、団体数には含まない



第2次一括法附則の検討規定について

○ 第2次一括法 抄

附 則

(検討)

第123条 政府は、第15条の規定の施行※後3年を経過した場合において、同条の規定による改正後の地方財政法の規定の施行の状況を勘案し、地方財政の健全性の確保に留意しつつ、地方公共団体の自主性及び自立性を高める観点から、同法第5条の3第1項に規定する協議その他の地方公共団体の地方債の発行に関する国の関与の在り方について抜本的な見直しを行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 ※平成24年2月1日施行

第2次一括法に対する附帯決議について

○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議(平成23年8月11日衆議院総務委員会)

地方債の発行に係る総務大臣・知事協議の一部見直しによる事前届出制の導入に当たっては、現下の欧米における国債や地方債を巡る厳しい情勢を十分に踏まえ、いやしくも金融市場の混乱を招くことのないよう、慎重な配慮を行うこと。特に、リスク・ウェイトを零とする現行の地方債の取扱いを堅持するとともに、財政基盤が脆弱な市町村に対しては、地方公共団体金融機構の機動的な活用を含め、公的資金の確保と適切な配分に最大限の配慮を行うこと。

○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議(平成23年8月26日参議院総務委員会)

地方債の発行に係る総務大臣・知事協議の一部見直しによる事前届出制の導入に当たっては、現下の欧米における国債や地方債を巡る厳しい情勢を十分に踏まえ、いやしくも金融市場の混乱を招くことのないよう、慎重な配慮を行うこと。特に、リスク・ウェイトを零とする現行の地方債の取扱いを堅持するとともに、引き続き、市場関係者等に対して、本改正の内容について十分な説明を行うこと。また、財政基盤が脆弱な市町村に対しては、地方公共団体金融機構の機動的な活用を含め、公的資金の確保と適切な配分に最大限の配慮を行うこと。

地方債制度の見直しに係る検討事項（案）について

- 第2次一括法附則第123条の規定等を踏まえ、
 - ① 地方公共団体の自主性・自立性を高める観点
 - ② 地方債のリスク・ウェイトがゼロとされている取扱いを維持し、金融市場における地方債全体に対する信用を維持するという観点
- から、協議制度、届出制度及び許可制度の対象範囲、在り方について検討を行うこととする。

〔地方債のリスク・ウェイトがゼロとされている理由(平成19年2月16日 衆・予算委員会での山本国务大臣答弁を参考)〕

- ① 協議制度において、地方債の元利償還に要する財源が地方財政計画の策定及び地方交付税の算定を通じて確保されること
- ② 公債費負担等が一定限度を超えた地方公共団体に対する早期是正措置としての起債許可制度や、財政状況が一定限度を超えて悪化した地方公共団体に対する財政健全化制度が設けられていること

※ 検討の際には、地方公共団体、市場関係者等から、地方債発行に関する国の関与の在り方について、平成24年度から平成26年度までの3年間における届出制度の活用状況等を踏まえた評価を確認することとする。